



ふるさと納税に関する研究 ——北海道下の市町村データによる分析——

鈴木善充・橋本恭之

要旨 本稿の目的は、近年様々な弊害が指摘されるようになったふるさと納税の実態をあきらかにし、その改善の方策を探るところにある。本稿では、主として北海道下の市町村データを用いて、返礼品送付の現状、ふるさと納税制度が市町村財政に及ぼす影響をみた。その結果、過疎地域を多く抱える北海道下の市町村でも、2015年度を対象に分析してみると、赤字となる市町村が続出していることがわかった。2017年4月に総務省は返礼割合を3割以下にすべきという新たな通知をおこなった。今回の通知のように、返礼割合のガイドラインを決めることで、自治体間返礼品競争の過熱が抑制できれば、自治体が公益活動に使える手取りも増えることになるだろう。

キーワード ふるさと納税, 市町村財政, 返礼品, 北海道

原稿受理日 2017年8月26日

Abstract The purpose of this paper is to clarify and to search for improvements to the actual situation with the hometown tax system which is pointed out its abuses. In this paper, we analyzed the actual situation of return offerings and the impact on local finances from the hometown tax system based on data from municipalities. As a result, we found the facts concerning defective municipalities in Hokkaido prefecture that have many underpopulated areas. There areas of concern happened in succession in the FY 2015. The Ministry of Internal Affairs and Communications issued a new notice that the rate of return offerings in the hometown tax system should be less than 30%, in April, 2017. Revenue for public benefits for municipalities will increase if notices like this, which establishes standards, can control heated conflict between municipalities.

Key words hometown tax system, municipalities' finances, return offerings, Hokkaido prefecture

第1節 はじめに

近年、ふるさと納税の受入額は、年々増加してきている。これは、マスコミの報道等により、自己負担を上回る価値の牛肉、米などの特産品が手に入るお得な制度であるという認識が広まったためである。しかし、その一方で寄附をおこなった住民が居住している自治体では税収が流出し、ふるさと納税制度による財政的なマイナスの影響が拡大しているという問題点も表面化してきている。

本稿の目的は、近年様々な弊害が指摘されるようになったふるさと納税の実態をあきらかにし、その改善の方策を探るところにある。

まず、ふるさと納税の実態を主として北海道下の市町村データを用いて、返礼品送付の現状をみたく、ふるさと納税制度が市町村財政に及ぼす影響をみる。北海道下の市町村を取り上げた理由は、北海道下の市町村は、多くの過疎地域を抱えていること、また、豊かな自然環境を生かして、ふるさと納税を特産品 PR に利用している団体が数多く存在するからである。

本稿の具体的な構成は、以下の通りである。第2節では、返礼品送付の現状についてあきらかにする。第3節では、ふるさと納税による各自治体の収支状況について分析する。第4節では、本稿で得られた分析結果にもとづき、ふるさと納税制度の見直しの方向性について議論する。

第2節 返礼品の直接経費と間接経費の状況

ふるさと納税の状況については、寄附金の受入状況と返礼品送付の費用を調べた総務省「平成28年度ふるさと納税現況調査（2016年6月14日）」を利用することができる。総務省のホームページには、各自治体のアンケートに対する回答票も PDF 形式で公開されている。

表1は、北海道土幌町の回答を抜き出したものだ。この調査では、返礼品に係る直接経費としての調達に係る費用、送付に係る費用と、間接経費としての広報に係る費用、決済等に係る費用、事務に係る費用、その他の費用があきらかにされている。

表1 ふるさと納税受入費用についての回答（上士幌町）

（単位：円）

| 区 分 | 2015年度 | 2016年度（当初予算額） |
|--|-------------|---------------|
| 返礼品の調達に係る費用 | 403,550,200 | 271,500,000 |
| 送付に係る費用 | 80,710,040 | 54,300,000 |
| 広報に係る費用 | 4,243,363 | 3,303,000 |
| 決済等に係る費用 （クレジットカード手数料、 金融機関の取扱い手数料等） | 13,696,877 | 11,814,000 |
| 事務に係る費用 | 14,466,527 | 14,282,000 |
| その他 | 330,497,077 | 258,663,000 |
| 合計 | 847,164,084 | 613,862,000 |

出所：総務省「平成28年度ふるさと納税現況調査（2016年6月14日）」引用。

そこで本稿では、直接経費と間接経費をそれぞれ次のように定義した上で求めることにした。なお総務省の考えている返礼割合は、本稿での直接経費とちがひ、送付に係る費用は含んでいない。

返礼品送付の直接経費＝返礼品の調達に係る費用＋送付に係る費用

返礼品送付の間接経費＝合計－直接経費

さらに、以下のように直接経费率、間接経费率および、総経费率を求めることにした⁽¹⁾。

直接経费率＝直接経費／寄附受入額

間接経费率＝間接経費／寄附受入額

総経费率＝(直接経費＋間接経費)／寄附受入額

表2は、北海道下の寄附金受入額上位40団体について、直接経费率、総経费率などをみたものである。この表をみると、寄附受入額は、必ずしも返礼割合で決まっているわけではないことがわかる。寄附受入額第1位の上士幌町の直接経费率は、31.5%となっており、この表のなかでは低い方である⁽²⁾。上士幌町は、間接経费率が23.6%とこの表の中では最も

(1) ただし、この調査での寄附受入額は、一部の団体において個人分だけでなく、法人による寄附が含まれていることに注意が必要だ。法人による寄附を含んでいる団体の直接経费率は過小に推計されてしまう。

(2) 上士幌町は、総務省の調査に対して、寄附受入額について個人分と法人分を区別できないと回答しており、過小に推計されている可能性がある。

高くなっている⁽³⁾。また、札幌市は、2015年度時点では返礼品を送付していなかったにもかかわらず、第38位となっている⁽⁴⁾。

表2 市町村別返礼品送付の直接経費、間接経費（北海道下寄附受入額上位40団体）

| 順位 | 自治体名 | 直接経費率 (1)+(2) | 返礼品の 調達に要 する費用 率(1) | 送付に係 る費用率 (2) | 間接経費率 (3)+(4)+ +(5)+(6) | 広報に係 る費用率 (3) | 決済等に 係る費用 率(4) | 事務に係 る費用率 (5) | その他率 (6) | 総経費率 |
|----|------|------------------|------------------------------|---------------------|-------------------------------|---------------------|----------------------|---------------------|-------------|-------|
| 1 | 上士幌町 | 31.5% | 26.3% | 5.3% | 23.6% | 0.3% | 0.9% | 0.9% | 21.5% | 55.1% |
| 2 | 根室市 | 44.4% | 44.4% | 0.0% | 1.6% | 0.0% | 0.9% | 0.5% | 0.1% | 46.0% |
| 3 | 網走市 | 48.7% | 43.4% | 5.3% | 1.4% | 0.0% | 0.9% | 0.5% | 0.0% | 50.1% |
| 4 | えりも町 | 51.5% | 51.0% | 0.5% | 10.1% | 0.0% | 0.9% | 9.0% | 0.1% | 61.5% |
| 5 | 当別町 | 42.8% | 41.9% | 0.9% | 1.5% | 0.3% | 0.9% | 0.0% | 0.2% | 44.3% |
| 6 | 増毛町 | 42.5% | 37.0% | 5.5% | 2.6% | 0.0% | 0.8% | 0.9% | 0.8% | 45.0% |
| 7 | 音更町 | 55.8% | 54.7% | 1.0% | 2.1% | 0.2% | 0.9% | 1.0% | 0.0% | 57.9% |
| 8 | 浦河町 | 47.5% | 33.2% | 14.2% | 10.4% | 0.0% | 0.9% | 9.5% | 0.0% | 57.9% |
| 9 | 古平町 | 68.1% | 51.5% | 16.6% | 1.2% | 0.0% | 0.9% | 0.3% | 0.0% | 69.3% |
| 10 | 浦臼町 | 29.8% | 29.2% | 0.5% | 0.7% | 0.0% | 0.6% | 0.1% | 0.0% | 30.5% |
| 11 | 八雲町 | 56.7% | 44.9% | 11.8% | 12.7% | 0.0% | 0.1% | 0.5% | 12.2% | 69.4% |
| 12 | 北竜町 | 49.2% | 41.3% | 7.9% | 2.6% | 0.0% | 0.9% | 1.5% | 0.2% | 51.8% |
| 13 | 安平町 | 32.7% | 32.7% | 0.0% | 13.0% | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 13.0% | 45.7% |
| 14 | 稚内市 | 34.7% | 26.8% | 7.8% | 12.2% | 0.0% | 0.9% | 11.3% | 0.0% | 46.9% |
| 15 | 枝幸町 | 40.2% | 40.2% | 0.0% | 8.8% | 0.0% | 1.0% | 7.8% | 0.0% | 49.0% |
| 16 | 池田町 | 44.1% | 35.3% | 8.8% | 1.6% | 0.0% | 0.9% | 0.8% | 0.0% | 45.8% |
| 17 | 鹿部町 | 56.4% | 47.9% | 8.6% | 12.8% | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 12.8% | 69.3% |
| 18 | 鹿追町 | 60.8% | 50.5% | 10.3% | 1.8% | 0.7% | 0.8% | 0.3% | 0.0% | 62.6% |
| 19 | 夕張市 | 15.9% | 15.8% | 0.1% | 1.3% | 0.6% | 0.7% | 0.0% | 0.0% | 17.2% |
| 20 | 寿都町 | 61.1% | 49.7% | 11.4% | 4.1% | 0.0% | 1.6% | 2.5% | 0.0% | 65.2% |
| 21 | 砂川市 | 41.8% | 40.7% | 1.1% | 0.9% | 0.0% | 0.9% | 0.0% | 0.0% | 42.7% |
| 22 | 沼田町 | 49.4% | 42.4% | 7.0% | 2.7% | 1.8% | 0.9% | 0.0% | 0.0% | 52.1% |
| 23 | 豊富町 | 43.9% | 34.6% | 9.3% | 6.7% | 1.8% | 0.9% | 4.0% | 0.0% | 50.6% |
| 24 | 上ノ国町 | 57.4% | 40.2% | 17.2% | 1.1% | 0.1% | 0.9% | 0.1% | 0.0% | 58.5% |
| 25 | 足寄町 | 52.1% | 44.1% | 8.0% | 1.0% | 0.0% | 0.9% | 0.0% | 0.0% | 53.1% |
| 26 | 赤平市 | 28.6% | 28.4% | 0.2% | 9.0% | 0.0% | 8.9% | 0.1% | 0.0% | 37.6% |
| 27 | 白糠町 | 35.9% | 31.4% | 4.5% | 9.3% | 0.0% | 0.9% | 8.0% | 0.0% | 45.3% |
| 28 | 秩父別町 | 42.7% | 41.6% | 1.0% | 4.5% | 0.4% | 0.9% | 0.4% | 3.2% | 47.2% |
| 29 | 猿払村 | 49.3% | 46.5% | 2.9% | 1.3% | 0.0% | 1.1% | 0.1% | 0.0% | 50.6% |
| 30 | 厚真町 | 29.1% | 28.9% | 0.2% | 0.8% | 0.0% | 0.8% | 0.0% | 0.0% | 28.9% |
| 31 | 栗山町 | 63.4% | 49.0% | 14.4% | 6.1% | 1.3% | 0.8% | 4.1% | 0.0% | 69.5% |
| 32 | 北見市 | 48.1% | 28.8% | 19.3% | 1.5% | 0.1% | 1.0% | 0.4% | 0.0% | 49.6% |
| 33 | 当麻町 | 45.6% | 35.1% | 10.5% | 1.6% | 0.5% | 0.8% | 0.2% | 0.0% | 47.2% |
| 34 | 遠別町 | 36.5% | 27.1% | 9.4% | 6.7% | 5.4% | 1.0% | 0.0% | 0.3% | 43.2% |
| 35 | 白老町 | 39.1% | 33.0% | 6.1% | 12.3% | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 12.3% | 51.4% |
| 36 | 留寿都村 | 43.6% | 37.2% | 6.4% | 1.3% | 0.2% | 1.0% | 0.2% | 0.0% | 44.9% |
| 37 | 紋別市 | 45.8% | 31.4% | 14.4% | 0.6% | 0.0% | 0.6% | 0.0% | 0.0% | 46.4% |
| 38 | 札幌市 | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 0.1% | 0.0% | 0.1% | 0.0% | 0.0% | 0.1% |
| 39 | 旭川市 | 21.6% | 18.7% | 2.9% | 9.3% | 0.2% | 8.7% | 0.4% | 0.0% | 30.9% |
| 40 | 滝川市 | 28.7% | 22.5% | 6.2% | 9.4% | 0.0% | 0.9% | 0.2% | 8.3% | 38.1% |

出所：総務省「平成28年度ふるさと納税現況調査（2016年6月14日）」より作成。

(3) 上士幌町は表1における「その他」が多額となっているが、それについて調査票に具体的な内容が記載されていない。そこで上士幌町企画財政課に問い合わせたところ、地元のNPO法人である上士幌町コンシェルジュにふるさと納税について仕入、配送などについて全面的に業務委託をしていて、そこへの支払が「その他」の大部分を占めているとの回答を得た。このことから送料に入れるべき経費が「その他」に含まれていることが推察され、他の自治体より過少になり、直接経費率が過少に推計されていることになる。

(4) 札幌市の状況については、鈴木・武者・橋本（2016）を参照されたい。

第3節 ふるさと納税制度の収支状況

本節では、北海道下の市町村におけるふるさと納税による収支状況についてみることにする。本稿では、ふるさと納税による収支として以下の3つを考慮した。

収支Ⅰ＝ふるさと納税受入額－ふるさと納税による税収減

収支Ⅱ＝収支Ⅰ＋交付税増収見込み額

収支Ⅲ＝収支Ⅱ－返礼品総経費

収支Ⅰは、各市町村が受け入れたふるさと納税から各市町村住民が他の自治体にふるさと納税を行うことによって減少した税収を差し引いたものである。

収支Ⅱは収支Ⅰから次年度の地方交付税増収見込み額を考慮したものである。地方交付税交付団体の住民が他の自治体にふるさと納税をおこなうことによって発生する税収減のうち、留保財源比率25%を除いた額は地方交付税の基準財政収入の減額要素となる⁽⁵⁾。収支Ⅱはこのことを考慮している。2015年度時点において北海道下で唯一地方交付税が交付されていない泊村については、収支Ⅰと収支Ⅱは同じ数値となる。収支Ⅲは収支Ⅱから返礼品の送付にかかる総経費を差し引いたものであり、ふるさと納税による実質的な収支とみなすことができる。

分析に用いたデータは以下の通りである。ふるさと納税受入額は、総務省「ふるさと納税に関する現況調査結果」における「各自治体のふるさと納税受入額及び受入件数（平成20年度～平成27年度）」の2015年度（平成27年度）分である。ふるさと納税による税収減は、総務省「平成28年度ふるさと納税に関する現況調査（税額控除の実績等）」における「ふるさと納税に係る寄附金控除額」である⁽⁶⁾。返礼品総経費は、表2の作成に利用したデータと同じである。

表3は収支Ⅰが赤字となっている自治体（19団体）の収支Ⅱ、収支Ⅲおよび総経費率をまとめたものだ。自治体名にアスタリスク（*）がついているのは過疎地域自立促進特別

(5) なお、実際の補填額は毎年度の予算状況に左右されるが、本稿では単純化のため、基準財政収入の減少がそのまま交付税の増額につながるものとして試算した。

(6) データには、「例年実施している「市町村税課税状況等の調」の調査票をもとに、寄附金税額控除に係る数値について、事前に調査し、とりまとめたもの。（平成28年6月1日時点）」と記載されている。

措置法によって過疎地域に指定されている自治体である⁽⁷⁾。北海道下の市町村179団体のうち、149団体が過疎自治体である。

表3によると、交付税の増額を考慮した収支Ⅱでみた赤字団体は8団体、収支Ⅲは収支Ⅱから返礼品送付の経費を差し引くため、赤字団体の収支はさらに拡大するものの、赤字団体の数は収支Ⅱと同じ8団体となる。収支Ⅰの赤字団体のうち、11団体が過疎自治体である。収支Ⅲでみても赤字となる過疎自治体は、函館市、石狩市、伊達市、喜茂別町の3団体となっている。

収支Ⅰの赤字額が最も大きいのは札幌市の7億355万7,927円である。札幌市はふるさと納税の受入額が1億610万192円と多額であるが、市民による他地域へのふるさと納税も多いため赤字となっており、交付税の増収を考慮しても約9,600万円の赤字となっている。なお、札幌市は2015年時点では返礼品を送付していなかったため、収支ⅡとⅢは同じ値となる。すべての収支が赤字になっている団体は8団体存在する。一方で収支Ⅰは赤字であるが、最終的な実質収支と捉える収支Ⅲが黒字になっている団体は11団体存在する。苫小牧市はある程度の返礼品を用意しているが、収支はすべてが赤字である。

表3 収支Ⅰ赤字団体一覧

| | ふるさと納税 受入額 | 収支Ⅰ | 収支Ⅱ | 収支Ⅲ | 総経費率 |
|---------|---------------|--------------|-------------|-------------|-------|
| 札幌市 | 106,100,192 | -703,557,927 | -98,314,338 | -96,378,707 | 0.1% |
| * 函館市 | 17,032,000 | -30,657,858 | 5,109,536 | 4,684,864 | 2.5% |
| 苫小牧市 | 5,315,000 | -27,130,283 | -2,796,321 | -4,395,621 | 30.1% |
| 千歳市 | 7,926,000 | -11,435,497 | 3,085,626 | 2,302,235 | 9.9% |
| 室蘭市 | 9,792,000 | -6,723,955 | 5,663,011 | 4,895,061 | 7.8% |
| * 石狩市 | 1,029,000 | -4,859,183 | -443,046 | -498,348 | 5.4% |
| * 伊達市 | 1,110,000 | -3,623,886 | -73,472 | -73,472 | 0.0% |
| 北斗市 | 722,000 | -2,969,601 | -200,900 | -277,040 | 10.5% |
| 釧路町 | 125,000 | -2,159,239 | -446,060 | -446,060 | 0.0% |
| 中標津町 | 1,385,000 | -2,003,121 | 537,970 | 522,100 | 1.1% |
| * 富良野市 | 1,725,000 | -820,325 | 1,088,669 | 1,045,861 | 2.5% |
| * 中富良野町 | 480,000 | -346,607 | 273,348 | 273,348 | 0.0% |
| * 共和町 | 1,080,000 | -339,561 | 725,110 | 725,110 | 0.0% |
| * 小清水町 | 230,000 | -248,821 | 110,295 | 110,295 | 0.0% |
| 泊村 | 0 | -246,760 | -246,760 | -246,760 | 0.0% |
| * 岩内町 | 180,000 | -99,807 | 110,048 | 110,048 | 0.0% |
| * 京極町 | 150,000 | -48,400 | 100,400 | 100,400 | 0.0% |
| * 喜茂別町 | 0 | -36,048 | -9,012 | -9,012 | 0.0% |
| * 標茶町 | 325,000 | -3,790 | 242,802 | 242,802 | 0.0% |

出所：総務省「平成28年度ふるさと納税に関する現況調査結果」より作成。(単位：円)

(7) 石狩市は旧厚田村、旧浜益村の区域が過疎地域に指定されているが、本稿では石狩市を過疎地域とみなしている。

表4は、総経費率が高い上位30団体をまとめたものだ。近年になってふるさと納税が大きく伸びた理由の1つとして返礼品を自治体と国民の間をとりもつサイトが充実したことが挙げられる。そこで総経費率が高い自治体がどのようなふるさと納税応援サイトを利用しているのかについても調査した。本稿ではふるさと納税応援サイトとして有名な「ふるさとチョイス」、「さとふる」および「楽天」についての利用状況（2015年2月時点）を調べた。

ふるさと納税応援サイトは運営会社によって料金設定が異なっている。ふるさとチョイスには、無料プランと有料プランがある。表4のふるさとチョイスの列の○は有料プラン、△は無料プランを利用していることを示している。有料プランでは、ふるさとチョイス上

表4 総経費率上位30団体

| | 収支Ⅰ | 収支Ⅱ | 収支Ⅲ | 総経費率 | ふるさと チョイス | さとふる | 楽天 |
|-------|---------------|---------------|-------------|------|--------------|------|----|
| 浦幌町 | 67,698,763 | 67,889,561 | 11,503,999 | 83% | ○ | × | × |
| 雄武町 | 64,155,214 | 65,101,560 | 15,447,896 | 76% | △ | × | × |
| 森町 | 31,353,740 | 32,026,685 | 8,470,544 | 73% | × | ○ | × |
| 江差町 | 16,017,349 | 16,784,337 | 4,469,337 | 72% | × | ○ | × |
| 栗山町 | 136,260,966 | 137,705,314 | 41,669,687 | 69% | ○ | × | × |
| 八雲町 | 339,938,593 | 340,590,681 | 103,969,232 | 69% | ○ | ○ | × |
| 古平町 | 360,625,766 | 360,759,968 | 110,600,226 | 69% | ○ | × | × |
| 鹿部町 | 207,385,917 | 207,622,229 | 83,776,615 | 69% | × | ○ | × |
| 斜里町 | 5,267,491 | 6,703,148 | 1,747,070 | 69% | △ | × | × |
| 士幌町 | 93,941,865 | 94,650,347 | 32,143,888 | 66% | ○ | × | × |
| 日高町 | 29,021,036 | 30,225,784 | 10,067,097 | 66% | △ | × | × |
| 寿都町 | 203,336,376 | 203,599,064 | 70,784,062 | 65% | ○ | × | × |
| 真狩村 | 17,699,200 | 17,896,300 | 6,421,322 | 64% | △ | × | × |
| 仁木町 | 102,302,301 | 102,341,001 | 37,699,609 | 63% | ○ | × | × |
| 新ひだか町 | 58,711,622 | 61,665,413 | 22,183,776 | 63% | △ | × | × |
| 鹿追町 | 207,011,675 | 207,374,940 | 77,520,501 | 63% | ○ | × | × |
| 芽室町 | 79,475,155 | 83,371,215 | 30,405,959 | 63% | ○ | × | × |
| えりも町 | 537,513,877 | 538,349,905 | 206,927,725 | 62% | ○ | × | × |
| 妹背牛町 | 15,116,689 | 15,197,173 | 5,920,885 | 61% | ○ | × | × |
| 様似町 | 73,724,665 | 74,336,242 | 29,822,750 | 60% | ○ | × | × |
| 福島町 | 1,707,058 | 1,754,265 | 698,265 | 60% | × | × | × |
| 占冠村 | 14,092,521 | 14,203,130 | 5,712,530 | 60% | △ | × | × |
| 上ノ国町 | 168,195,344 | 168,497,973 | 69,874,921 | 58% | ○ | × | × |
| 清水町 | 53,703,141 | 54,266,660 | 22,445,977 | 58% | ○ | × | × |
| 浦河町 | 364,407,344 | 366,007,111 | 153,937,074 | 58% | ○ | × | × |
| 音更町 | 383,041,510 | 389,134,742 | 162,817,967 | 58% | ○ | × | × |
| 松前町 | 5,365,387 | 5,507,597 | 2,308,908 | 58% | △ | × | × |
| むかわ町 | 77,317,070 | 77,998,018 | 33,398,501 | 57% | △ | × | × |
| 長万部町 | 68,157,334 | 66,409,585 | 29,092,706 | 56% | ○ | × | × |
| 上士幌町 | 1,534,815,820 | 1,536,123,482 | 688,959,398 | 55% | ○ | × | × |

出所：総務省「平成28年度ふるさと納税に関する現況調査結果」より作成。（単位：円）

での申し込みフォームやクレジット決済を利用することができる⁽⁸⁾。

さとふるは、寄附金の受付、寄附金の回収、問い合わせ対応、返礼品の手配と配送を代行してくれる。寄附金の一部をさとふるに支払うというインセンティブ方式となっている。さとふるには月額支払いをする必要がないので、自治体としては寄附金が多く集まらなかった場合には、経費（固定費用）が少なく済む。

楽天は、基本プランで寄附金の9%を自治体から受け取ることになっている。基本プランは返礼品の手配と配送まではやってくれない。返礼品の手配と配送まで委託する「おまかせプラン」だと寄附金の14~15%を自治体は楽天に支払うことになっている⁽⁹⁾。

表4によると、総経費率が最も低い値で上土幌町の55%となっている。最も総経費率が高い自治体は浦幌町である。浦幌町は総経費率が83%であるが、その内訳は直接経費率が82.1%、間接経費率が0.9%となっていて、返礼品に多くのコストをかけている。しかしこれだけの直接経費をかけていても収支Ⅲは黒字になっている。ただし、浦幌町の寄附受入額は、表2の寄附受入額上位40団体圏外の第56位となっている。浦幌町をはじめ、総経費率上位30団体において3つの収支が赤字になっている団体はない。返礼品を用意でき、経費をかけることができる自治体ではふるさと納税の仕組みを利用して収支を黒字にすることができることがわかる。

第4節 ふるさと納税制度の改善策について

以下では、本稿で得られた分析結果を踏まえて、ふるさと納税制度の改善策について考察する。ふるさと納税制度に関しては、近年返礼品競争の過熱が指摘されている。ただし、必ずしも返礼割合の高い自治体ほど寄附を集めているわけではない⁽¹⁰⁾。

この返礼品競争の過熱とともに、ふるさと納税による税収の流出の影響も大きくなってきている。2013年度を対象におこなった橋本・鈴木（2016）では、住民によるふるさと納税寄附額上位10市町村でも、横浜市などは多額の寄附金を集めていることと、後年度の交

(8) ふるさとチョイスの有料プランとしては、月額3,750円（税別）の「Yahoo! 公金支払い連携お申込フォーム」を、クレジット決済については、基本料金月額1,500円（税別）プラス決済された寄附金額の1%となる「Yahoo! 公金支払い」を利用することになる。

(9) 楽天を利用している大阪府柏原市の企画調整課への問い合わせによる。

(10) 全国の寄附金上位の自治体を見ると、2015年度の寄附金額が第1位の都城市の直接経費率は、約75%と高くなっているものの、第2位の焼津市の直接経費率は約48%、第5位の備前市は約47%とそれほど高いわけではない。焼津市と備前市は、電化製品を含めた多彩な返礼品メニューを提供していることで人気を集めている自治体である。

付税が増加することを考慮すると、実質的な損失が生じているのは東京都の港区と渋谷区だけであった。だが、税制上の優遇措置を拡大した2015年度以降は状況が様変わりしている。第3節で見たように、過疎地域を多く抱える北海道下の市町村でも、2015年度を対象に分析してみると、赤字となる市町村が続出している。収支Ⅰでみた赤字団体は19団体となり、交付税の増額を考慮した収支Ⅱでみた赤字団体は8団体、返礼品送付の総経費を差し引いた収支Ⅱでも8団体となる。収支Ⅰの赤字団体のうち、11団体が過疎自治体である。収支Ⅲでみても赤字となる過疎自治体は、函館市、石狩市、伊達市、喜茂別町の3団体となっている。このうち喜茂別町は、2016年度から返礼品の送付を開始しているため黒字に転換すると見込まれる。いずれの指標でみても、赤字が最大となるのは札幌市となる。札幌市でも、2016年度から返礼品の送付を開始している。ふるさと納税による税収の流出が返礼品競争を加速する側面もあるわけだ。

総務省は、ふるさと納税が抱える弊害に対して、これまで返礼品規制に関する2度にわたる通知で対応してきた。2015年4月の通知では換金性の高いプリペイドカード等、高額又は返礼割合の高い返礼品、2016年4月の通知では商品券など金銭類似性の高いもの、電気・電子機器、貴金属など資産性の高いものの送付が規制対象に加えられた。だが、返礼割合についての具体的な明示は行われていなかった。

今回の見直しでは、2017年4月より返礼品の返礼割合は30%以下とするという文言が加えられた。過去2回の総務省の通知では、家電製品の提供や、高額な返礼品が問題視されてきた。しかし、同じ家電製品でも、飯山市のように、地元企業による「特産品」としてパソコンの場合と、全国ブランドの商品を町の電気店が提供しているのでは性格が異なる。幼児教育ソフトや町のPRアプリを提供するという名目でタブレットを提供している自治体もある。実は、返礼割合が同じ50%の場合、100万円の寄附に対する高額な返礼品のケースと、100カ所に1万円ずつ寄附した場合の経済的利得は同じである。細かい内容を問題視するよりも、今回の通知のように返礼割合は30%以下とするという基準を打ち出すほうが望ましい。返礼割合のガイドラインを決めることで、自治体間返礼品競争の過熱が抑制できれば、自治体が公益活動に使える手取りも増えることになる。

返礼品の規制に加えて、税制上の特例措置も見直すべきだ。ふるさと納税では、高所得者ならば自己負担2千円で100万円の寄附も可能だ。単身者の場合、年収2,880万円以上のサラリーマンが返礼割合50%の自治体に寄附すれば49.8万円もの経済的利得を受け取ることができる。一方、年収300万円の単身者のサラリーマンの場合だと自己負担2千円で寄附が可能な金額は約2.8万円であり、返礼割合50%だと1.2万円しか経済的利得は発生しな

い。ふるさと納税は金持ち優遇という問題点もあるわけだ。経済学では、税制上の優遇措置による税収減を、タックス・エクスペンディチャー：租税支出（隠れた補助金）と呼んでいる。かりに、地域振興策として、高所得者に有利な特産品購入のための補助金政策が提案された場合、どれだけの賛成が得られるだろうか。

実は、認定 NPO 法人へ寄附した場合は、高所得者ほど節税額が多くなるものの、最高でも寄附金額の半分程度が自己負担となる⁽¹⁾。ふるさと納税の場合も、認定 NPO 法人に対する寄附優遇税制に近づけていくべきだ⁽²⁾。ふるさと納税は、国税である所得税の所得控除、地方税である個人住民税の基本控除、個人住民税の特例控除の3つから構成されている。所得税の所得控除は、適用される税率（5%から45%）が高くなるほど節税額が大きくなる。個人住民税の基本控除は、一律10%の税額控除、特例控除は、自己負担を2,000円とするため、所得税と個人住民税で控除しきれなかった部分を差し引くものだ。高所得者の優遇をやめるためには、所得税部分も一律40%の税額控除に改正したうえで、個人住民税の特例控除については、2,000円を超える部分に、一定比率をかける方式に変更し、その比率を段階的に引き下げるべきだ。

たとえば、1万円を寄附した場合だと、控除対象となるのは8,000円で、所得税部分の還付は税額控除方式に変更すれば3,200円（ $=8,000円 \times 0.4$ ）、個人住民税の基本控除は800円（ $=8,000円 \times 0.1$ ）となる。特例控除は比率を45%にすると3,600円（ $=8,000円 \times 0.45$ ）となり、控除の合計額が7,600円で、自己負担額は2,400円となる。一方、2万円を寄附した場合は、控除対象となるのは1万8,000円で、所得税部分の還付は7,200円（ $=1万8,000円 \times 0.4$ ）、個人住民税の基本控除は1,800円（ $=1万8,000円 \times 0.1$ ）、特例控除は8,100円（ $=1万8,000円 \times 0.45$ ）となり、控除の合計額が1万7,100円、自己負担額は2,900円となる。現行のふるさと納税では、寄附金額が増加しても、高所得層の場合は自己負担額が不変となるが、この方式なら寄附金額の増加にともない、自己負担額も増えていく。特例控除部分を段階的に引き下げる理由は、激変緩和措置が必要だからだ。特例控除部分を全廃するとふるさと納税額は激減する可能性が高い。返礼品を提供している地域では、ふるさと納税による特産品の特需が消滅することで、深刻な経済的影響が予想される。

本来、認定 NPO 法人や自治体への寄附金に、税制上の優遇措置が認められている理由は、たとえ税収が減少したとしても、公益を増進する活動に寄附金が充当されると考えら

(1) ふるさと納税制度と認定 NPO 法人に対する寄附税制の違いについては、橋本・鈴木（2016）も参照されたい。

(2) 本稿と同様に寄附金税制の見直しを主張しているものには、土居（2014）が存在している。

れているからだ。その意味では、自治体は集めたお金を何に使っているかをあきらかにする責任がある。ところが、夕張市など一部の自治体を除けば⁽³⁾、返礼品に使った費用を含めた形で詳細な活用先をホームページで公表しているところは少ない⁽⁴⁾。多くの自治体では、寄附金メニュー別の積立額の公表にとどまっているのが現状だ⁽⁵⁾。情報公開を進めることが使い途をチェックするための第一歩となる。

2016年度から始まった企業版ふるさと納税では、寄附の活用についても厳格に決められており、条件を満たさない場合には特例措置の対象とはならない。具体的には、自治体が地方創生の取り組みを計画し、内閣府が効果の高い事業と認めた場合のみだ⁽⁶⁾。

個人版ふるさと納税制度でも寄附受け入れ額や詳細な支出内訳について、ホームページ上での公表を義務づけるべきだ。2015年度に税制上の優遇措置が拡大される前には、城の保存などを掲げた自治体が多く寄附を集めていた。返礼品競争でなく、政策メニューの中身での競争を促進していく必要がある。総務省の通知には強制力はないが、情報公開の基準に従わない自治体への寄附については、ふるさと納税での特例措置を適用しないことも検討すべきだろう。

参 考 文 献

- ・鈴木善充・武者加苗・橋本恭之（2016）「札幌市におけるふるさと納税の現状について」『生駒経済論叢』第14号，pp.61-77.
- ・土居丈朗（2014）「謝礼品合戦の「ふるさと納税」をどうする—地方創生の「目玉政策」問題点と解決策 題点と解決策—」東洋経済オンライン <http://toyokeizai.net/articles/50954>
- ・橋本恭之（2016）「ふるさと納税制度の検証と改善策」『地方財務』第743号，pp.31-39.
- ・橋本恭之・鈴木善充（2016）「ふるさと納税の現状と課題」『会計検査研究』第54号，pp.13-38.
- ・橋本恭之・鈴木善充・武者加苗（2017）「夕張市のふるさと納税制度について」『経済論集（関西大学）』第66巻第4号，pp.19-32.
- ・橋本恭之・鈴木善充（2017）「ふるさと納税の是非（上）返礼品の経費 自ら公表を」日本経済新聞，経済教室，2017年4月6日付け朝刊記事。

(3) 夕張市の情報公開の内容については、橋本・鈴木・武者（2017）を参照されたい。

(4) ふるさと納税による寄附金は、一般会計に入り、返礼品の提供も一般会計からおこなわれるため、返礼品の提供費用は他の一般会計予算を節約することでおこなっているという説明も不可能ではないため、返礼品費用を寄附の使い途として明記しないという「言い訳」もできる。しかし、税収を上回るような寄附金を集めている自治体では、返礼品提供の財源は寄附金に頼らざるをえない。

(5) 2015年度における北海道下の市町村について、ふるさと納税の情報公開の度合いを調べた研究には、橋本（2016）が存在する。

(6) 企業版ふるさと納税制度の解説は、橋本・鈴木・武者（2017）が詳しい。